

目 次

はじめに

1. 留学計画の前に	1
2. 留学制度	
(1) 留学制度とは	4
(2) 出願資格	5
(3) 留学の期間	6
(4) 留学の区分と種類(留学する大学)	7
(5) 留学の費用	10
(6) 留学助成金	11
(7) 単位について	12
(8) 留学の時期	14
3. 留学手続 ～留学には、1 年以上の準備期間が必要です～	16
4. 旅券(パスポート)と査証(ビザ)の取得	24
5. 危機管理 ～自分の身は自分で守る～	28
6. 語学学習支援室 (GLOBAL SQUARE)	32
7. 付録／提出書類チェックシート	34

はじめに

本学の「留学制度」は、国際社会に貢献できる学生を育成するために設けられました。留学は、異文化への理解を深めるだけでなく、さまざまな文化的背景や価値観を持つ人々の中で発揮できるコミュニケーション力を身に付けたり、世界とのつながりの中で自分を成長させていく可能性と力を与えてくれます。

「留学の手引 ～海外留学を目指す人のために～」では、本学在学中に海外への留学を実現させるために必要な情報をまとめています。この手引をよく読んで、海外への留学のために考えておくべきことや必要な手続の流れについて知りましょう。そして、あなたがイメージする理想の留学実現に向けて、あなたの留学プランを作ってください。

留学するには最低約1年の準備期間が必要です。情報収集に始まり、留学費用の準備、希望大学等の資料請求、さらには出願手続や授業料納入、ホームステイや宿舍の手配等、実際の出発までにはいくつもの過程があります。指導教員・連帯保証人への相談や大谷大学での学内手続も必要です。特に、留学先国への入国のための査証（ビザ）の取得手続等は予想以上に時間を要することがあります。

また、留学準備・手続は自分で進めることが基本です。海外で勉強するためには、自分で考え、判断し行動していく自主性が不可欠です。留学の様々な手続を進める中で、語学力も向上し、自分の考えも明確になるでしょう。

pp.16-23『3. 留学手続』を参照して慎重に計画を立て、留学を考え始めたらできるだけ早く語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）〈慶聞館 1F〉に相談に来てください。

※この「留学の手引 ～海外留学を目指す人のために～」及び「大谷大学留学規程」「大谷大学大学院留学規程」は、OTANI UNIPA で閲覧することもできます。

1. 留学計画の前に

1. 留学の目的

「なんとなく海外へ留学をしてみたい」、「海外への留学にあこがれるから」など、留学を考え始めた頃はあいまいな目的であったとしても、そこから一歩踏み込んで「何をどんなふうに勉強したいから海外へ留学するのか」、「具体的な目標は何か」など、自分の目的をはっきりと言えるようになります。

言語や文化の異なる国で一人で生活し、教育を受けるには多大な努力が必要です。留学先で孤独を感じたとき、勉強がなくなったとき、「目標を達成するためにがんばるんだ」という強い意志があれば、乗り越えることができるでしょう。留学には多額の費用もかかります。実りある留学にするために、「海外へ留学し勉強する目的は何なのか」を自分自身にじっくりと問いかけてください。

2. 情報収集

留学の目的が明確になり、留学したい国や地域をいくつかにしぼることができたら、本格的に情報収集を始めましょう。留学しようとする国は安全か、自分の目的にかなった勉強ができるか、学費や滞在費などのくらいの費用がかかるか等、事前に十分な情報収集をしてください。

情報は「信頼できる情報源」から得るようにしましょう。学校情報を調べる場合はその学校のホームページや資料請求で、国・地域の情報を調べる場合は外務省やその国の大使館のホームページで最新の情報を確認しましょう。

次の事項は必ず事前に調べてください。

1. 留学先国及び地域の治安状況

- (1) 留学先国の生活環境、文化、習慣、宗教、日本との関係、医療事情、要求される保険など
- (2) 現地警察・救急・在外公館（大使館や領事館）の電話番号や場所

事前に安全管理について理解しておくことで海外での危険を防ぐことができます。現地警察の電話番号や救急電話番号、在外公館（大使館もしくは総領事館）の連絡先や場所を知っていると、いざという時にすぐに行動できます。出発前、留学中とも常に安全管理に関する情報には敏感になってください。

2. 留学先国への入国および滞在に関する法律

- (1) 査証（ビザ）や電子渡航認証の要・不要、申請方法等
- (2) 健康診断、予防接種の要・不要
- (3) 留学先国の出入国に関する法律（食品や薬等の持込制限など）
- (4) 留学先国の長期滞在に関する手続（在留届や外国人登録など）

3. 留学先国の教育機関

- (1) 提供されているコース（例えば、一般英語、大学準備のための英語、正規科目の履修など）
※大学により提供されるコースが異なります。
- (2) 開講スケジュール
- (3) 出願資格
- (4) 要求される語学力
- (5) 費用（授業料・滞在費等）と奨学金の可能性
- (6) 身元保証人の要・不要（国によっては要求される場合がある）
- (7) 外国人私費留学生（日本人を含む）の受入れ実績
- (8) 滞在先の選択肢（留学先が提供するホームステイ、寮など）
- (9) 空港への出迎えサービスの有無
- (10) アクティビティ（現地学生との交流イベントの実施、ボランティアなど）
- ※学術交流協定校の学校情報は、GLOBAL SQUARE で閲覧可能です。

〈留学に関する情報提供機関〉

国名	機関名	ホームページ
全般	外務省 海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp ※渡航関連等、海外に関する最新の関連情報があります。
	厚生労働省検疫所（FORTH）	https://www.forth.go.jp ※海外渡航者への病気予防や感染症情報があります。
	(独)日本学生支援機構	https://www.jasso.go.jp ※奨学金情報があります。
アメリカ	Education USA Tokyo	https://educationusa.jp
イギリス	ブリティッシュ・カウンシル	https://www.britishcouncil.jp
オーストラリア	・在日オーストラリア大使館 ・STUDY IN AUSTRALIA	https://japan.embassy.gov.au https://www.studyaustralia.gov.au
カナダ	在日カナダ大使館 (Canada International)	https://www.international.gc.ca/country-pays/japan-japon/tokyo.aspx?lang=eng
中国	中華人民共和国 駐日本国大使館	http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/
フランス	フランス政府留学局 日本支局 (CAMPUS FRANCE)	https://japon.campusfrance.org/ja
ドイツ	ドイツ学術交流会 (DAAD日本)	https://www.daad.jp/
韓国	Study in Korea	https://www.studyinkorea.go.kr/ko/main.do

3. 語学検定試験

留学を考え出したら、あなた自身の外国語能力を客観的な形で知るために、語学検定試験を受けてください。あなたの語学力の目安となり、今後の目標が立てやすくなるでしょう。留学先によっては、出願時に TOEFL 等のスコアを書かなければならない場合があります。「自信がないから…、初級です。」と答えることのないようにしましょう。

語学留学の場合は、授業開始までに語学のクラス分けテストがあります。できるだけ高いレベルのクラスに入れるように、留学までに自分自身の語学レベルを上げておきましょう。留学生生活を円滑に過ごすためには、必要最低限の語学力は必要です。

また、現地の学生と机を並べて現地の言葉で授業を受けたいと考えているなら、講義を理解し、授業の討論に参加し、テキストを読み、論文を作成できるなどの高度な語学力が必要となります。そのため、自分が必要な語学力のレベルに達している証明が要求されます。

以下の各種語学検定試験情報を参照してください。

言語	機関名	ホームページ
英語	TOEIC (一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会 IIBC 試験運営センター	https://www.iibc-global.org
	TOEFL 国際教育交換協議会 (CIEE)	https://www.toefl-ibt.jp
	IELTS (公財) 日本英語検定協会	https://www.eiken.or.jp/ielts/
	実用英語技能検定 (公財) 日本英語検定協会	https://www.eiken.or.jp/eiken/
中国語	中国語検定試験 (中検) (一財) 日本中国語検定協会	http://www.chuken.gr.jp
	中国漢語水平考試 (HSK) (社) 日本青少年育成協会	https://www.hskj.jp
韓国・朝鮮語	韓国語能力試験 (TOPIK) (公財) 韓国教育財団	https://www.kref.or.jp/topik/
	ハングル能力検定試験 ハングル能力検定協会	https://www.hangul.or.jp
フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検) (公財) フランス語教育振興協会	https://www.apefdapf.org
	• DELF/DALF • アンスティチュ・フランセ関西	https://www.delfdalf.jp https://www.institutfrancais.jp/kansai/
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検) (公財) ドイツ語学文学振興会 独検事務局	https://www.dokken.or.jp
	ドイツ語検定試験 Goethe-Institut Japan (ゲーテ・インスティトゥート)	https://www.goethe.de/ins/jp/ja/spr/prf.html
	オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験 (ÖSD)	https://www.osd.at

※ GLOBAL SQUARE では、語学検定試験の過去問題や参考図書の貸出しや語学検定試験料補助制度を設けています。詳細は GLOBAL SQUARE ホームページを参照してください。

※一部の外国語技能検定試験については、級位や得点に応じて本学の卒業所要単位として認定される場合があります。詳細は教務課で確認してください。

2. 留学制度

(1) 留学制度とは

本学では、自国の文化を尊重しながらグローバル社会で活躍できる学生の育成を目的として、海外への留学を支援する留学制度を設けています。これは海外の大学に6カ月から1年間の留学を考えている場合、一定の要件を満たしていれば、在学中に海外の大学に留学できる制度です。留学期間は本学の修業年数に算入され、最短修業年限（4年）で卒業が可能となります（ただし、学科のカリキュラムや諸課程履修状況によっては、最短修業年限で卒業できない場合があります）。留学中に海外の大学等で修得した単位は、帰国後、必要書類を申請すれば本学の単位として認定することができます。また、留学制度では、交換留学による海外学費の免除（一部除く）や「留学助成金」もあります。

現在、本学には学術交流協定を締結している大学があります。その協定校を有効に利用するのも良いでしょう。あるいは自分で探した外国の大学へ留学するのも良いでしょう。本学は、みなさんの経験が将来においておおいにプラスになると確信しています。

※留学制度によらないで留学する場合は、「休学」することになります。また、長期休暇を利用した短期での留学やインターンシップ、ワーキングホリデーなど、様々な留学形態があります。

※本学国際交流科目として「短期語学研修」や「短期文化研修」を開講しています。詳しくは教務課で確認してください。

※滞在先は、やむを得ない事情がある場合を除き、留学先が紹介するホームステイ、寮などに限ります。自分で探したシェアハウスや民間アパートは認めていません。（留学制度によらない留学で、学術交流協定校へ留学する場合も、同様の扱いとなります。）

(2) 出願資格

留学制度に則って留学を出願するには、次の要件を満たしている必要があります。

1. 在学期間

本学に1年以上在学している必要があります。学部第3学年編入生及び大学院生については要件はありませんが、十分な相談を要します。

2. 修得単位

1年につき30単位以上を修得しており、かつ各学年の進級基準を充たす科目・単位数を修得(見込)していることが求められます。出願時に必要な修得単位数については、留学相談時に確認してください。大学院生については要件はありませんが、十分な相談を要します。

3. 連帯保証人の同意

連帯保証人が留学の意図を理解し支援できる必要があります。留学は決して自分だけのちからでできるものではありません。多額の費用がかかります。連帯保証人と十分相談をしてください。

4. 指導教員の同意

本学での学習については、留学終了後の履修再開も念頭に入れて計画を立てなければなりません。留学制度を利用する場合、最短修業年限(4年)で卒業できることが原則です。できるだけ早く指導教員に相談し、同意を得てください。

また、留学制度の出願後すぐに、留学中の履修や留学終了後の履修計画について指導教員・教務課との三者面談を行います。

5. 語学力

正規課程に留学する場合は、要求される語学力の基準に達していること。また、語学留学の場合も、ある程度の外国語能力を有していること。

※留学制度による大学院生の語学留学は認められません。正規課程留学のみ可能です。

※修得単位数について事務局で確認しますので、留学制度への出願を考えている人は早めにGLOBAL SQUARE へ相談してください。

※GPA は、以下が目安となります(休学をして2 カ月以上の期間、学術交流協定校へ留学する場合も含む)。

語学留学 通算 GPA 2.0 程度 正規課程留学 通算 GPA 2.4 程度

(3) 留学の期間

留学の期間は次のとおりです。それ以外の期間については留学制度による留学期間にはなりません。本人の理由により、以下の通算留学期間を超える場合は、その期間については本学の修業年数（4年）に算入されず、「休学」等の扱いになりますので注意してください。

1. 学部

6カ月または1年とします。これは、この制度が修業年数4年での卒業を考慮しているからです。

6カ月の留学の場合のみ、期日内（留学終了の3カ月前まで）に、必要書類をそろえて留学期間延長の申請があれば許可することがあります。ただし、交換留学は定員枠があるため、延長の申請自体もできない場合があります。また、留学通算期間は1年を限度とします。

※留学期間の延長を考え始めたら、できるだけ早めに連絡をしてください。留学期間延長の申請が期日を過ぎた場合には、受け付けません。

2. 大学院

1年とします。留学期間の延長は認めません。

(4) 留学の区分と種類（留学する大学）

留学制度の留学は、**【交換留学】****【協定留学】****【一般留学】**の3つの区分に分かれます。インターンシップやワーキングホリデーは留学制度に含まれません。また、それぞれの区分において、留学の種類は次の2種類に分けられます。

語学留学…語学修得を目的とした留学

正規課程留学…専門分野研究を目的とした正規課程への留学

1. **【交換留学】**…学生交換の協定にもとづく留学

p.9 に掲載の学術交流協定校のうち、「交換留学／推薦人数」欄に人数の記載がある大学への交換留学が可能です。

種類	期間	人数	海外学費	本学学費	滞在費等	留学助成金
語学留学	原則、1 年 学術交流協定による	学術交流協定に 定める人数 (p. 9 参照)	原則、免除	全額納入	大学により 異なる	原則、なし (* 1)
正規課程留学						

(* 1) 一部の学術交流協定校への語学留学は、海外学費が全額免除とならない場合があります。その場合には、留学助成金に申請することが可能です。

※協定による交換条件が変更となる場合があります。

※交換留学を希望する学生が交換留學生推薦人数を上回った場合は、以下のとおり学内選考を行います。

1. 希望者は学内願書（所定書式）を教育研究支援課に提出。
2. 希望者全員に面接を実施。
3. 学内願書、成績、面接結果の総合評価によって交換留學生を決定。

2. **【協定留学】**…本学と学術交流協定を締結している外国の大学等への留学

p.9 に掲載の学術交流協定校へ留学することができます。

種類	期間	人数	海外学費	本学学費	滞在費等	留学助成金
語学留学	1 年または 6 カ月	制限なし	全額 自己負担	全額納入	全額 自己負担	あり (前後期各8名以内) (* 2)
正規課程留学	1 年					

(* 2) 交換留学枠のある国・地域へ交換留学以外での語学留学を希望する場合は、留学助成金の申請ができない場合があります。

3. 【一般留学】…本学学術交流協定校以外の外国の大学等への留学

自分で選択した外国の大学に留学することが可能です。

自分で大学を選択する場合、正規の高等教育機関（学位（Degree）〔博士、修士、学士〕授与権を有する大学等）またはこれに相当する教育機関で学長が認める大学であることが条件です。また、語学留学は、この条件を満たしている教育機関が設ける語学プログラムであることが必要です。

種類	期間	人数	海外学費	本学学費	滞在費等	留学助成金
語学留学	1年または6カ月	制限なし	全額 自己負担	全額納入	全額 自己負担	あり (前後期各8名以内)
正規課程留学	1年					

※留学希望大学等の選択・資料請求・出願手続や入学または受講の許可証の受理等は、自分で進めることになります。

学術交流協定校一覧（2025.2 現在 留学ができる大学）

※大学により受入れ状況が異なります。詳細はGLOBAL SQUARE へ問い合わせてください。

※大谷大学ホームページに学術交流協定校のホームページアドレスを掲載しています。

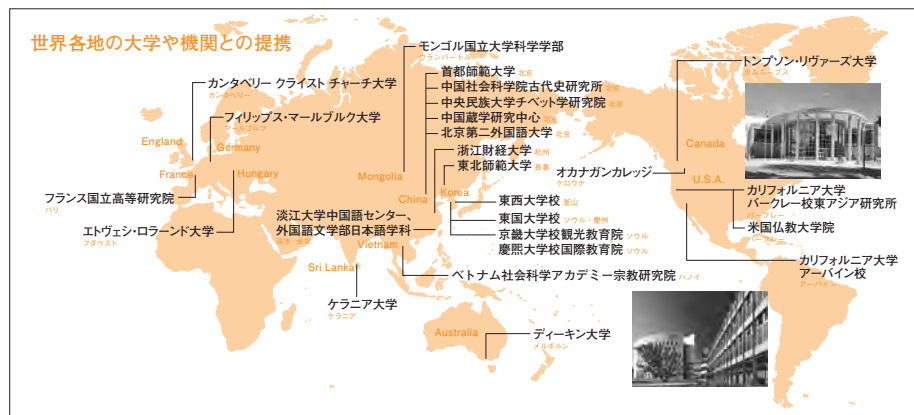
<https://www.otani.ac.jp/kyotei>

所在国名	大学名	大学所在地	交換留学 推薦人数
韓国	東国大学校ソウルキャンパス／WISEキャンパス	ソウル／慶州	2名
	東西大学校	釜山	2名
	慶熙大学校国際教育院（＊1）	ソウル	
中国	東北師範大学	吉林省長春	1名
	首都師範大学	北京	1名
	浙江财经大学	浙江省杭州	1名
	中央民族大学	北京	1名
	北京第二外国語大学	北京	1名
オーストラリア	ディーキン大学	ビクトリア州メルボルン	
英国	カンタベリー クライスト チャーチ大学（＊1）	ケント州カンタベリー	
ドイツ	フィリップス・マールブルク大学	ヘッセン州マールブルク	2名
フランス	フランス国立高等研究院（＊2）	パリ	
カナダ	トンブソン・リヴァーズ大学（＊3）	ブリティッシュコロンビア州カムループス	
	オカナガンカレッジ（＊1）	ブリティッシュコロンビア州ケロウナ	
アメリカ	カリフォルニア大学アーバイン校（＊1）	カリフォルニア州アーバイン	

（＊1）大学付属の語学学校への語学留学のみ可能です。

（＊2）大学院の正規課程留学のみ可能です。

（＊3）英語学部への語学留学のみ可能です。



(5) 留学の費用

本学学術交流協定校に語学留学する場合の必要最低限の費用目安は下記の通りです。

※レートによって費用は変動します。

学術交流協定校		6 カ月	1 カ年
交換留学	中国	約 30万円～ 40万円	約 50万円～ 70万円
	韓国	約 30万円～ 40万円	約 50万円～ 90万円
	ドイツ	約 80万円	約130万円
協定留学	カナダ	約170万円～200万円	約410万円～480万円
	アメリカ	約310万円	約590万円
	オーストラリア	約210万円	約470万円
	英国	約320万円	約530万円
	韓国	約55万円～85万円	約100万円～160万円

○上記金額に含まれる費用

入学手数料、授業料（交換留学は免除）、滞在費（寮費・ホームステイ代など）、航空運賃、海外旅行保険など

○上記金額に含まれない費用

留学中の生活にかかる費用、査証（ビザ）・電子渡航認証申請代、空港出迎え費用、教科書代、留学先の国や大学が指定する健康保険代など

※留学制度による留学中は、上記の他に本学学費も全額納入する必要があります。

※同じ国であっても、留学先の大学により費用が異なります。詳細はそれぞれの大学のホームページ等で確認してください。

※GLOBAL SQUARE に参考資料を配架しています。

(6) 留学助成金

■大谷大学留学助成金、大谷大学大学院留学助成金

留学制度を利用する学生が申請できる本学独自の助成金（給付）です。

区分	人員	留学期間	助成金
協定留学 一般留学	学 部：前・後期各 8 名以内 大学院：前・後期各 3 名以内	1 年	A区分 460,000 円 B区分 360,000 円 C区分 260,000 円
		6カ月	A区分 230,000 円 B区分 180,000 円 C区分 130,000 円

〈国・地域一覧〉

	A区分	B区分	C区分
国・地域名	アメリカ イギリス、カナダ、ドイツ、フランス、 オーストラリア、ニュージーランド 等	韓国 台湾 等	中国 等

大谷大学留学助成金特別増額制度（学部のみ）

A区分の国・地域に協定留学をする学生を対象に、留学助成金を増額する制度です。

出願資格：A区分の国・地域に協定留学をする学生のうち、出願の前学期までの通算 GPA が2.8 以上である者。

出願方法：留学制度の出願時に、本学所定の「大谷大学留学助成金特別増額願」を提出してください。

選考方法：書類選考及び面接

採用人数：前・後期各3 名以内

助成金額：（1年）380,000 ～ 480,000 円 （6カ月）190,000 ～ 240,000 円

○留学助成金が申請できないケース

- ①学術交流協定により授業料が全額免除される場合
- ②交換留学枠がある国・地域へ交換留学以外での語学留学を希望する場合
※交換留学への出願者が定員を超える場合には、留学助成金を申請できる場合があります。
- ③他の奨学金機関・団体より留学に係る奨学金を受給する場合
- ④留学制度によらずに休学して留学する場合や短期間の留学の場合

●注意事項

※本学の学費納入確認後（前期は5月下旬、後期は11月中旬）に、本人の銀行口座に振り込みます。

※留学期間が1 年の場合は、半期ごとに助成金を支給します。

※申請者が多数の場合は、以下に基づき学内選考を行います。

1. 成績優秀である者
2. 留学に対する明確な目的があり、留学によって教育的効果が得られると考えられる者

■交換留学宿舍費助成金

交換留学中の宿舍費実費額を支給する助成金（給付）です。支給対象となる期間には条件がありますので、留学相談時に確認してください。

(7) 単位について

留学中の履修および帰国後の単位認定については、以下のことに注意して手続を行ってください。詳細については、教務課へ相談してください。

■留学中に修得可能な本学の単位について

留学中は原則、大谷大学の開講科目を履修し単位を修得することはできません。ただし、以下の科目については、指導教員による指導を受け定期的な研究成果報告を行うことで、単位を修得することができます。

所属	単位修得が可能な科目
学部	所属学科・学年の「演習」、及び卒業研究・卒業論文
大学院	各専攻の「特殊研究（演習）」

※単位修得が保証されるものではありません。研究成果報告を怠れば、単位を修得できないこともあります。

■帰国後の単位認定について

帰国後、留学先での学習時間を単位に換算し認定することができます。単位の認定を希望する場合は、留学先の学習に関する資料を提出する必要がありますので、帰国するまで成績／修了証明書だけでなく、時間割表やシラバス等の資料は大切に保管しておいてください。

単位の認定は審査のうえ決定します。認定の時期は帰国した翌学期の聴講登録後となりますので注意してください。また、留学終了後に引き続き休学した場合は、復学後に単位認定の審査が行われます。

〈単位の算出方法〉

語学プログラムの単位は、以下の方法で算出します。

$$\text{合計授業時間数} \div 0.75 \text{時間} \div 45 \text{時間} = \text{単位数（小数点以下切り捨て）}$$

※45分=0.75時間を1時間と換算する。

※45時間=1単位あたりの学修量とする。

上記のとおり、小数点以下を切り捨てますので、0単位となることがあります。その場合は、当該プログラムの単位を認定することができません。

〈認定単位数のめやす〉

所属	留学期間	認定単位数のめやす
学部	6 カ月	5 ～ 10 単位程度
	1 年	10 ～ 20 単位程度

※留学先での学習時間により認定単位数が異なりますので、上記単位数はあくまでも目安としてください。

※留学による認定単位数は、本学で通常履修するよりも大幅に少なくなります。教務課や指導教員とよく相談し、各自、確実に留学前後の学期の履修計画を立てるようにしてください。

※大学院の学生は、教務課へ相談してください。

※卒業年次に1年間または卒業年次の後期に留学する場合は、単位認定を受けることはできません。

〈認定区分・上限単位数〉

所属	認定される区分	上限単位数
[2018年度以降入学生] 文学部 社会学部 教育学部 国際学部	いずれかに認定 ・選択外国語 ・キャリア形成系、自然生命系、歴史文化系のいずれかの系列 ・自己選択科目	40 単位
[2013年度以降～ 2017年度以前入学生] 文学部	コミュニケーション系・キャリア形成系・自然生命系・歴史文化系のいずれかの系列、または自己選択科目	40 単位
[2012年度以前入学生] 文学部	セット科目または自己選択ゾーン	
大学院	選択科目	10 単位

※単位互換科目等で認定された単位と合わせての上限です。上限を超えた単位は卒業所要単位としては認定されません。

※文学部の学生（2012 年度以前入学生）で「セット科目」として認定を希望する場合は、帰国後、留学中の単位を確認したうえで、セットZ.「留学・単位互換」を選択してください。

※大学院の学生は大学院正規課程において単位を修得した場合に限ります。

(8) 留学の時期

留学時期の決定は、諸課程の履修や就職活動を念頭において、自分にとっていつ留学するのがいいのかを考えてください。時期によっては、最短修業年限（４年）で卒業することが難しくなる場合もあります。

以下のことを踏まえながら、入学時からよく考え、十分な準備を始めてください。

■諸課程の履修および卒業について

本学の留学制度を利用して留学した場合、本来は、６カ月または１年海外で学修し、学部の場合は本学で３年６カ月または３年学修して卒業することが可能です。

しかし、教職課程、博物館学課程やその他諸課程の履修者は実習等があることから、留学すると通常の修業年数での資格・免許状取得ができなくなることもあります。

また、学年ごとの必修科目が定められているため、留学時期や単位修得状況によっては、最短修業年限（４年）で卒業することが難しくなる場合もあります。諸課程科目や必修科目の履修については、必ず教務課や教職支援センター、指導教員と相談してください。

■卒業後の進路について

就職活動や大学院への進学も留学時期を決定する大きな要因になります。

就職活動のスケジュールを中心とした議論を行っている「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」は「2026年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」において、企業による採用広報（採用説明会等）の開始を「第3学年の3月」、採用選考（面接等）の開始を「第4学年の6月」と取りまとめています。

ただし、企業の採用活動（面接の時期など）において、すべての企業が上記スケジュールに沿うわけではないため、注意が必要です。希望する企業や業界の採用募集を逃すことがないように、選考時期を確認しておきましょう。自身で情報収集に努め、留学中も最新の情報を把握するようにしてください。

就職活動の準備は低学年次からできることがあります。出発前から余裕をもって情報収集をすることや、留学中も就職情報サイト等を積極的に活用することをおすすめします。

また、大学院への進学を考えている場合は、留学中の勉学をどのように大学院での研究に結び付けていくのかを考え、願書の出願時期にも注意しましょう。

※就職活動や進学に関する相談や支援企画については、キャリアセンター及び求人検索NAVIで確認してください。

どのような留学・どのような学生生活・進路を目指すのか、自身のキャリアプランを考えてみましょう。キャリアプランによって、一人ひとりの留学の時期や期間が異なってきます。

指導教員やGLOBAL SQUARE、キャリアセンターほか、必要な事務室と相談をしながら検討するのが良いでしょう。

留学時期の決め方

入学～卒業・修了までのスケジュールを考慮し、以下の例を参考に留学する時期や期間について慎重に考えましょう。

※休学して留学する場合は、休学期間が6カ月であっても卒業・修了は、1年間延期となる場合があります。

学部

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
卒業までのスケジュール			4/上 コース決定 (文学部・社会学部・国際学部) 「演習Ⅱ」 クラス決定		4/上「演習Ⅲ」 クラス決定		4/上「演習Ⅳ」 クラス決定 6/末 卒業研究 種類・題目登録締切	12/中 卒業研究 種類・題目変更締切 1/中「卒業研究」 提出 1/下～口述試験
教職課程などの諸課程を履修する場合は、課程ごとに説明会や実習等の履修方法が異なりますので！担当部署へ事前に相談してください。								
進路就職活動	授業科目「産学連携教育プログラム特殊演習」の履修や各種講習の受講を推奨します			進路就職ガイダンスや適性検査、対策講座などを実施 (7月～2月)企業等によるインターンシップ等への参加を推奨します 大学院進学ガイダンス実施			大学院秋季試験出願 大学院春季試験出願	

大学院修士課程

	大学院修士課程			
	第1学年		第2学年	
	4月	10月	4月	10月
修了までのスケジュール			6/末 修士論文題目登録締切	12/上 修士論文題目変更締切 12/中「修士論文」提出 1/中～口述試験
教職課程などの諸課程を履修する場合は、課程ごとに説明会や実習等の履修方法が異なりますので、担当部署へ事前に相談してください。				
進路就職活動	進路就職ガイダンスや適性検査、対策講座などを実施 (7月～2月)企業等によるインターンシップ等への参加を推奨します 授業科目「産学連携教育プログラム特殊演習」、各種講習の受講を推奨します		(3月～)就職活動本格化	
			(博士進学希望者)春季試験出願	

留学出発時期ごとの注意事項

●学部第2学年

前期	文学部・社会学部・国際学部 ・留学に出発するまでに、希望するコース、「演習Ⅱ」クラスを決めてください。学科によってコース、「演習Ⅱ」クラス決定方法が異なりますので、指導教員の指示に従ってください。 教育学部 ・留学に出発するまでに、希望する「演習Ⅱ」クラスを決めてください。コースによって「演習Ⅱ」クラス決定方法が異なりますので、指導教員の指示に従ってください。
後期	・第2学年後期中(留学中)に、希望する「演習Ⅲ」クラスについて、相談してください。クラス決定方法については、指導教員の指示に従ってください。

●学部第3学年

前期	・留学に出発するまでに、希望する「演習Ⅲ」クラスを決めてください。学科(教育学部はコース)によってクラス決定方法が異なりますので、指導教員の指示に従ってください。
----	---

●学部第4学年

前期	・1月下旬～2月上旬に卒業研究の口述試験が実施されます。それまでには必ず帰国してください。 ・1年間の留学の場合は、原則、留学中の学習を単位認定することはできません。
後期	・1月下旬～2月上旬に卒業研究の口述試験が実施されます。それまでには必ず帰国してください。 ・原則、留学中の学習を単位認定することはできません。

●修士課程

前期	・修士課程在学中の留学を希望する場合は、学部生の間に留学相談を始めることをお勧めします。 ・第2学年の1月中旬～2月上旬に修士論文の口述試験が実施されます。それまでには必ず帰国してください。 ・原則、留学中の学習を単位認定することはできません。
----	--

3. 留学手続

～留学には、1年以上の準備期間が必要です～

留学先の教育機関や留学形態によって、留学準備期間は異なります。

ここでは主に留学制度を利用して留学する場合を例にして、留学時期から逆算してやるべき手続を説明します。以下のタイムスケジュールを参考に、計画的に留学の準備をすすめてください。

1年半～1年前

情報収集 留学相談

- 「海外へ留学をする目的は何なのか」を考えましょう。
- 留学プランを立てましょう。
- 大谷大学の留学制度について知しましょう。
- 留学先国・学校の情報収集をしましょう。

GLOBAL SQUARE（慶間館1F）の留学相談

※留学説明会を年2回開催しています。
※個別の留学相談を行います。（要予約）
※詳細はGLOBAL SQUARE ホームページにてご確認ください。
HP : <https://www.otani.ac.jp/kouryu/>

語学検定の受験 語学学習

- 自分の語学力を知るために、語学検定を受験しましょう。
※GLOBAL SQUARE「語学検定試験料補助制度」に申請可能です。
- GLOBAL SQUAREを利用して語学学習に取り組みましょう。

資料請求

- いくつかの学校に絞りこんだら学校案内や必要であれば願書を請求しましょう。
※学術交流協定校の資料は、GLOBAL SQUARE で閲覧可能です。

学校選択

- それぞれの学校で提供されているコースやサポート、自分の語学力・経済力がその学校へ入学可能な基準に達しているかなど、さまざまな条件を比較して慎重に学校を選択しましょう。

4～6カ月前までに

留学制度
出願手続

- パスポート申請
- 以下の手順にしたがって出願手続を行ってください。

①事前相談（窓口：GLOBAL SQUARE）

※出願には事前相談が必要です。

※以前に留学相談をした方も、必ず留学意思決定を知らせてください。

- ・連帯保証人と指導教員に留学の同意を得てください。
- ・各種奨学金を受給している場合は、学生支援課へ相談してください。
- ・教職課程を履修している場合は、教職支援センターあるいは教務課へ相談してください。
- ・その他諸課程を履修している場合は、教務課へ相談してください。

②履修相談・面談申し込み（窓口：教務課）

教務課及び指導教員との履修相談・面談を行います。

期間内に面談日時を決定する必要があります。

③出願書類の提出（窓口：教育研究支援課（響流館1F））

- ・留学願（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・連帯保証人同意書（様式3）
- ・留学助成金申請書及び留学助成金特別増額願〔該当者のみ〕（様式5）
- ・履修単位通知書（UNIPA「成績照会」画面）〔通算GPAの確認のため、窓口で提示〕
- ・健康アンケート
- ・麻疹アンケート
- ・交換留学学内願書〔該当者のみ〕
- ・交換留学宿舍費助成金申請書〔該当者のみ〕
- ・その他

※留学制度による留学の出願時期は年2回あります。

- ・前期出発：出発前年度の9月
 - ・後期出発：出発前年度の12月
- 詳しい日程はGLOBAL SQUARE へ問い合わせてください。

オリエンテーション期間に実施される健康診断を必ず受診してください。

面接

- 面接において、留学の意思などを確認します。

校医面談

- 校医または保健室スタッフによる面談を行います。海外での生活をはじめるにあたっての健康上の不安や心配があれば充分相談してください。

学内審査

- 学術交流委員会において審査し、教授会または大学院委員会の議を経て学長が留学を許可します。

留学の許可

- 留学が許可されたら、学生支援課より留学許可書を発行します。

留学先大学への
出願

- 留学制度による留学で、学術交流協定校への留学を希望する場合は、留学が許可された後にGLOBAL SQUARE を通じて出願手続をします。出願手続は学校によって出願スケジュールや出願手順が異なりますので、個別に対応します。

入学許可

- 留学希望の大学に入学が許可されると入学許可書が発行されます。
※査証（ビザ）を申請する際に必要です。記載内容に間違いがないかしっかり確認しましょう。
- ※学校によっては、入学許可書が発行される前に授業料や滞在費等を支払わなければならない場合があります。

入学手続

- 授業料の支払い
- 滞在先の手配（滞在先の選択、申し込み、支払いなど）
- 空港出迎えの手配

留学制度を利用せず留学する場合は？

長期休暇中に短期留学をすることや、休学して留学することも出来ます。

- (1) 学術交流協定校へ留学する場合
留学制度を利用して留学する際に必要な留学手続と同程度の手続が必要です。
詳細は、GLOBAL SQUARE へ問い合わせてください。
- (2) 自分で選択した学校へ留学する場合
学校選択や出願、入学手続など全て自分で手続をすすめる必要があります。
 - ①GLOBAL SQUARE へ留学相談・情報収集など
 - ②学校選択、出願、入学手続（授業料支払い、滞在先の手配など）
 - ③パスポートの取得
 - ④査証（ビザ）や電子渡航認証の申請
 - ⑤航空券購入、海外旅行保険加入など

この冊子では留学に関する情報収集や危機管理など留学全般について案内しています。留学制度を利用しない場合もしっかりと読んでおきましょう。

〈大学での手続き〉

- 長期休暇中に留学する場合
 1. 諸課程を履修している場合は、留学を決定するまでに教務課及び教職支援センターへ相談
 2. 指導教員と連帯保証人へ留学について相談し、同意を得る
 3. 出発までに、「学生渡航届（指導教員の署名・捺印が必要）」を学生支援課へ提出
- 休学して留学する場合
上記の1～3に加え、留学を決定するまでに以下を行ったうえで休学手続を行ってください。
 4. 休学手続について学生支援課へ相談
 5. 各種奨学金を受給している場合は、学生支援課へ相談
 6. 履修について教務課へ相談

！ 留学制度を利用せず学術交流協定校へ留学をする場合にも、東京海上日動の海外旅行保険に加入することを義務づけています（p.19「※なぜ「学研災付帯 海外留学保険（東京海上日動）」に加入しなければいけないの？」参照）。

出発前
オリエンテーション
①

※休学による留学や短期での留学の方も参加可能です。

●説明内容

- 留学の目的についてもう一度考えましょう。
- 入学までの手続（入学許可、費用支払、滞在先の手配など）
- 渡航手続（パスポート、査証（ビザ）、航空券など）
- 留学先国・地域・学校の情報収集

渡航手続

●査証（ビザ）の申請

●電子渡航認証の申請

●航空チケットの購入（原則査証（ビザ）受給後に購入してください。）

- 所要時間、乗り換え、費用などを比較して購入しましょう。
- 空港出迎えがある場合は、出迎えの日時に合わせて選びましょう。
- 空港出迎えがない場合には、昼間に現地へ到着する航空便を選びましょう。

現地到着／出発時間が早朝や夜になると、事故や盗難などのトラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。特に、自分ひとりで宿泊先まで行く場合はなおさらです。できる限りトラブルに巻き込まれないよう、明るい時間帯に到着／出発する航空便を選びましょう。

- 空港から滞在先までの交通手段について調べておきましょう。

●学研災付帯 海外留学保険（東京海上日動）への加入申込・支払

渡航準備

●予防接種を受ける

留学先国や地域で発生もしくは流行している感染症から身を守るため、出発前に予防接種を受けましょう。

●留学先の状況（生活情報や安全面）を確認

●必要な荷物の準備（常備薬、日用品、衣類、筆記用具など）

●生活費の準備（銀行開設、外貨購入、海外送金、クレジットカードなど）

●3カ月未満留学する場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

出発前 オリエンテーション ②

※休学による留学や短期での留学の方も参加可能です。

●説明内容

- ・出発までに必要な渡航手続・渡航準備の最終確認
- ・留学先の状況（安全面や生活情報）を確認
- ・出発までに必要な学内手続
- ・留学中の学内手続
- ・帰国後の学内手続
- ・海外旅行保険「学研災付帯海外留学保険（東京海上日動）」の加入とJCSOS

※なぜ「学研災付帯 海外留学保険（東京海上日動）」に 加入しなければならないの？

大谷大学は、留学制度を利用して留学する学生の留学期間に合わせて、「特定非営利活動法人 海外留學生安全対策協議会（JCSOS）」の危機管理の保険に加入します。これは、大きな事件やトラブル、入院等の大学に関わる緊急事態に備えるためのものです。「JCSOS」は「東京海上日動」と連携しているため、「学研災付帯 海外留学保険（東京海上日動）」に加入しておくことで迅速なサービスを受けられます。

そのため、学研災付帯 海外留学保険（東京海上日動）に加入することを義務づけています。

◎JCSOS の学生へのサポート内容

◆INTAC：

海外危機管理サポートデスク
各種トラブルに関する相談ができます。

- ・24時間365日対応
- ・日本語及び英語対応
- ・緊急時の大学、家族との連絡代行
- ・現地の病院情報の提供
- ・安全情報の提供
- ・各種トラブルに関する相談
- ・クレジットカード・パスポートなどの盗難・紛失時のサポート
- ・ホテル情報の提供

◆TMS：

海外健康電話相談サービス
風邪や腹痛などの身体的症状だけでなくメンタル面を含む健康について相談ができます。

- ・24時間365日対応
 - ・日本語対応
 - ・健康医療電話相談（メンタルケア含む）
- 専門医との電話相談サービスは事前予約制

JCSOS 危機管理 オリエンテーション

※休学による留学や短期での留学の方も参加可能です。

●内容

JCSOS 講師により、留学中の危機管理についてお話しします。

2週間前までに

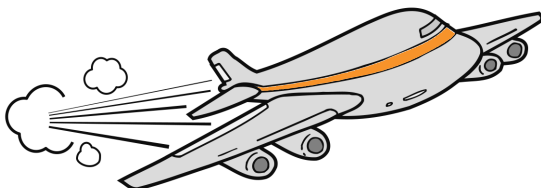
提出書類

●以下の書類を出発2週間前までに必ず提出してください。

- ・パスポートのコピー
- ・査証（ビザ）のコピー
- ・航空券（E チケット控え）のコピー
- ・出発前アンケート（様式6）：一般留学のみ
- ・滞在先連絡票（様式7）

※教育研究支援課で海外旅行保険被保険者証を受け取ってください。

留学出発！！



現地到着後すぐに

到着連絡

- GLOBAL SQUAREと日本のご家族に無事到着したことを連絡してください。
- 以下のことが分かり次第GLOBAL SQUARE に連絡してください。

- ・滞在先住所
- ・日本と連絡がとれる電話番号（携帯電話など）

在留届提出
外国人登録

- 3カ月以上留学する場合は、在外公館（日本大使館または総領事館）に「在留届」を提出してください（pp.28-31「5. 危機管理」参照）。
- 外国人が長期滞在する場合、「外国人登録」を義務付けている国があります。
※「在留届」は日本への手続、「外国人登録」は留学先の国への手続です。

留学生活開始

提出書類

- 滞在先が変わったり、一時帰国や旅行などで一定期間滞在先を離れる場合は、必ずGLOBAL SQUARE に報告し、以下の書類を提出してください。
- ・航空券（E チケット控え）のコピー
- ・滞在先連絡票（様式7）

留学期間中の
各種手続

- 指導教員による指導を受け、定期的な研究報告を行ってください。
- 留学期間中の注意事項
 - ・指導教員や GLOBAL SQUARE との連絡が常に取りれるようにしてください。
 - ・特別な理由により留学に変更が生じる場合は、すぐに GLOBAL SQUARE へ連絡し許可を得てください。

- 留学期間中の大学の学費納入
留学期間中の大学の学費は、全額納入しなければなりません。
これは、留学期間を在籍として扱い、修業年数に算入することや単位を認定すること等の理由からです。所定の期日までに連帯保証人等を通じて納入してください。

- 留学助成金（学費納入確認後に振込）
留学助成金受給決定者には、留学助成金申請書の口座（本人口座に限る）に、前期は5月下旬、後期は11月中旬に振り込みます。半期分ずつ支給します。（p.11「(6) 留学助成金」参照）

留学延長

- 6カ月の留学の場合のみ、期日内（留学終了の3カ月前まで）に以下の書類をそろえて留学期間延長の申請をすれば許可される場合があります。ただし、交換留学は定員枠があるため、延長できない場合があります。また、留学通算期間1年間を限度とします。
- ・留学延長願
- ・誓約書
- ・連帯保証人同意書
- ・留学延長にかかる指導教員同意書
- ・留学助成金申請書及び留学助成金特別増額願 [該当者のみ]
- ・その他
- ※留学期間の延長が認められた場合、留学先大学の留学期間延長申請、査証（ビザ）の延長、学研災付帯 海外留学保険（東京海上日動）の延長等が必要です。

6カ月経過したら

提出書類

- 留学期間が1年の学生は、6カ月経過時に速やかに履修状況報告書（様式8）を提出してください。
帰国後の単位認定のために必要です。

帰国日が決まったら

提出書類

- GLOBAL SQUARE に航空券（E チケット控え）のコピーを提出し、日程及び帰国便の詳細を知らせてください。

帰国までに

留学先大学の
書類発行

- 帰国後の単位認定のために必要な以下の書類等を留学先大学から受け取ってください。いったん帰国してしまうと発行してもらえない場合があります。
 - ・留学先大学発行の成績証明書・修了証明書 等
 - ・留学先大学発行の学年暦
 - ・時間割表（授業時間・曜日・休み時間などが分かるもの）
 - ・授業内容・受講時間数・単位数等が明記された書類
- ※日本語以外の言語で発行された場合は、各自和訳を作成してください。
また、留学先大学によっては発行されない書類がある場合があります。
帰国までに相談してください。

日本へ帰国！！



帰国後すぐに



帰国報告

●日本到着後、当日または翌日に電話等により帰国の報告をしてください。

提出書類

●留学終了届（様式9 1/7 ページ）を提出してください。

帰国後2週間以内に



提出書類

●帰国日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。

- ・留学終了届（様式9 2/7 ～ 7/7 ページ）
- ・留学先大学等発行の成績証明書・修了証明書 等
- ・留学先大学発行の学年暦
- ・時間割表（授業時間・休み時間などが分かるもの）
- ・授業内容・受講時間数・単位数等が明記された書類
- ・日本語以外の言語で発行された書類の和訳

帰国後1カ月



単位取得申請
単位認定

●提出書類の修正および提出を完了する締切日です。

●修得単位の認定について

留学中に海外の大学等で修得した単位は、本学学則及び履修規程に定める基準により、本学の卒業所要単位の一部として認定することができます。認定可能な単位の上限は「履修規程」を参照してください。認定を希望する学生は、留学終了届を提出する際に願ひ出する必要があります。単位の認定は審査のうえ決定します。なお、単位認定の時期は、学内審査の関係上、留学を終了する学期の次学期の聴講登録後となりますので、聴講登録の際は十分注意してください（ただし、留学終了後に休学をした場合は、復学後となります）。詳細は教務課へ問い合わせてください。

語学検定の受験
語学学習

- 自分の実力がどれくらい伸びたか、ぜひ受験して確認してみてください。
※GLOBAL SQUARE「語学検定試験料補助制度」に申請可能です。
- GLOBAL SQUARE を利用して語学学習を継続して行いましょう。

◎自分の留学経験を後輩に伝えてください。

GLOBAL SQUARE では、留学を経験したみなさんに留学説明会や留学前オリエンテーションなどのイベントに参加してもらい、みなさんの次に留学を目指す学生へ留学経験談を話してもらっています。みなさんもぜひご協力ください。

4. 旅券（パスポート）と査証（ビザ）の取得

旅券（パスポート）は住民登録のある各都道府県のパスポートセンター等で本人が直接申請してください。ただし、京都府内に住民登録していない場合でも、京都府内に居住している学生は例外的に京都府で申請できる場合があります。

なお、必ず事前に申請に必要な書類について確認をしてください。

【旅券取得に関するURL】 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

留学先国へ入国するにあたり、査証（ビザ）や電子渡航認証の要・不要や申請方法などを早めに確認する必要があります。各国の査証（ビザ）や電子渡航認証の申請に必要な書類をまとめていますので、参考にしてください。

【参考】各国の査証（ビザ）情報

<共通事項>

- 査証（ビザ）申請手続きは頻繁に変更されます。必ず管轄の大使館や総領事館、ビザ申請センター等のサイトで最新情報を確認してください。
- 国によって、旅券（パスポート）の残りのページ数や有効期限等に条件が定められていることがあるため、条件を満たしているか確認してください。
- 査証（ビザ）や電子渡航認証等の申請には申請料がかかります。オンライン申請で申請料を支払う場合、多くの場合クレジットカードが必要になります。

国・地域名	ビザ情報	申請書（オンライン含む）、申請料以外に必要なもの（参考）
アメリカ	①90日以上留学 学生ビザ [F-1] が必要。 オンラインでの手続きが可能。 申請後、アメリカ大使館または領事館で面接を受ける必要がある。 ②90日未満の留学 電子渡航認証（ESTA）の申請が必要。 ※90日以内であっても、フルタイム（週18時間以上）で就学する場合には、学生ビザ [F-1] が必要。 《参考ウェブサイト》 在日米国大使館・領事館 https://jp.usembassy.gov/ja/ 米国ビザ申請（APPLY FOR A U.S. VISA） https://www.ustraveldocs.com	①学生ビザ [F-1] ・旅券（パスポート） ・証明写真（規定のもの） ・入学許可書（I-20） ・SEVIS費確認書（I-901） ・財政証明 ・面接予約確認書 ②ESTA（電子渡航認証システム） ・旅券（パスポート） ・Eメールアドレス ※英語以外で作成された書類には英訳が必要。

国・地域名	ビザ情報	申請書(オンライン含む)、申請料以外に必要なもの(参考)
イギリス	① 6カ月未満の語学留学 電子渡航認証(ETA)の申請が必要。 また、英国入国時に各種証明書類を提出し、Standard Visitor Visaを取得すること。 ② 6カ月～11カ月の語学留学 Short-term Study Visaの取得が必要。 オンラインでの手続きが可能。 申請後、ビザ申請センターに生体認証情報(指紋と写真)の提出が必要。 ③ 11カ月以上の語学留学、または6カ月以上の正規課程への留学 Student Visaの取得が必要。 オンラインでの手続きが可能。 申請後、ビザ申請センターに生体認証情報(指紋と写真)の提出が必要。 ※スポンサーライセンス取得済みの学校発行のCASが必須。 ※ビザ申請料に加え、移民健康保険料の支払いが必要。 《参考ウェブサイト》 英国ビザ移民局(GOV.UK) https://www.gov.uk/browse/visas-immigration 英国ビザ申請センター(VFS.GLOBAL) https://visa.vfsglobal.com/jpn/ja/gbr	① ETA(電子渡航認証) ・旅券(パスポート) ・Eメールアドレス 《入国時の提出書類》 ・旅券(パスポート) ・就学先証明(コース名、期間、費用などが入った受け入れ先の入学証明書など) ・財政証明 ・滞在先詳細・証明書 ・帰国用航空券またはその控え ② Short-term Study Visa ・旅券(パスポート) ・証明写真(規定のもの) ・就学先証明(コース名、期間、費用などが入った受け入れ先の入学証明書など) ・財政証明 ・滞在先詳細 ③ Student Visa ・旅券(パスポート) ・現在有効なものと、過去に発行されたもの ・証明写真(規定のもの) ・入学許可証(Confirmation of Acceptance for Study) ・英語レベルの証明書(IELTS) ・財政証明 ※英語以外で作成された書類には翻訳証明付き英訳が必要。
オーストラリア	① 3カ月以上の留学 学生ビザ(サブクラス500)の取得が必要。 ※発給対象は、政府登録校(CRICOS)での就学のみ。 ※一部を除き6歳以上の日本国籍の方は、すべてオンラインでの申請(eVisa申請)。 ② 3カ月未満の留学 電子渡航認可(ETA)の申請が必要。 Australian ETAというアプリをインストールし取得する。 ※海外留學生健康保険(OSHC)に加入が必要。学校申込時に加入手続きを行う。 《参考ウェブサイト》 オーストラリア内務省 https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-finder	① 学生ビザ(サブクラス500) ・旅券(パスポート) ・入学許可書(Confirmation of Enrolment) ・財政証明書 ・滞在先計画書 ・英語力を証明するもの(IELTS 5.0、TOEFL iBT 35) ② ETA(電子渡航認可) ・旅券(パスポート) ・Eメールアドレス

国・地域名	ビザ情報	申請書(オンライン含む)、申請料以外に必要なもの(参考)
カナダ	①6カ月以上の留学 就学許可証(Study Permit)の取得が必要。 オンラインでの手続きが可能。 申請後、ビザ申請センターに個人識別情報(バイオメトリックス)の提出が必要。 ※発給対象は、カナダ政府公認の学校(DLI)での就学のみ。公認学校から発行された入学許可書が申請時に必要。 ※6カ月未満の留学であっても、6カ月を超えるコースの一部を受講する場合は就学許可証が必要。 ②6カ月未満の留学 電子渡航認証(eTA)の申請が必要。 《参考ウェブサイト》 カナダビザ申請センター(CVAC) https://visa.vfsglobal.com/jpn/ja/can/ 就学許可証(Study Permit)申請ウェブサイト https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/study-canada/study-permit.html 電子渡航認証(eTA)申請ウェブサイト https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/eta/facts.html	①Study Permit(就学許可証) ・旅券(パスポート) ・証明写真(規定のもの) ・入学許可書(Letter of acceptance) ・州政府承認レター(Provincial Attestation Letter) ・財政証明 ②eTA(電子渡航認証) ・旅券(パスポート) ・Eメールアドレス
中国	①長期(180日以上)留学する場合 留学査証(X1)の取得が必要。 ②短期(180日以下)留学する場合 留学査証(X2)の取得が必要。 ①②とも、オンラインで作成した査証申請票をビザ申請センターに提出。 ※X1ビザで入国した場合、必ず入国日より30日以内に公安局で居留証の発行を受ける必要があり、外国人体格検査記録の提出が義務付けられている。外国人体格検査は国・公立病院及び日中友好医院での受診が必要。 《参考ウェブサイト》 中国ビザ申請センター https://www.visaforchina.cn/globe/	①②とも ・旅券(パスポート) ・証明写真(規定のもの) ・申請料金 ・入学通知書 ・「DQform」または「JW201表」「JW202表」(招聘状) ※X1のみ
韓国	①交換留学及び大学の正規課程に留学する場合 留学ビザ(D-2)の取得が必要。 ②90日以上大学校付属語学コース(語学堂)に語学留学する場合 一般研修ビザ(D-4)の取得が必要。 ※いずれの場合も入国後、外国人登録が必要。 《参考ウェブサイト》 駐日本国大韓民国外務館(領事/ビザ業務) https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/wpge/m_1111/contents.do ※居住地によって管轄する大使館・総領事館が異なるため注意。	①留学ビザ(D-2) ・旅券(パスポート) ・証明写真(規定のもの) ・入学許可書又は査証発給認定書 ・留学予定教育機関の事業者登録証の写し ②一般研修ビザ(D-4) ・旅券(パスポート) ・証明写真(規定のもの) ・入学許可書又は査証発給認定書 ・留学予定教育機関の事業者登録証の写し ・高校の卒業証明書 * ・財政証明書 * *アポスティーユ認証を受ける必要あり。

国・地域名	ビザ情報	申請書（オンライン含む）、申請料以外に必要なもの（参考）
フランス	○3カ月以上留学する場合 長期学生ビザの取得が必要。 フランス・ビザ公式サイト「France-Visas」からオンラインでの手続きが可能。 申請後、ビザ申請センターに生体認証情報とプリントアウトした申請書類の提出が必要。 ≪参考ウェブサイト≫ フランス・ビザ公式サイト「France-Visas」 https://france-visas.gouv.fr/ 在日フランス大使館 https://jp.ambafrance.org/-/Japonais-	・ビザ申請の予約票 ・旅券（パスポート） ・証明写真（規定のもの） ・申請書類チェックリスト、および同リストに記載されている全書類 ※提出する書類が日本語である場合、フランス語または英語の翻訳が必要。
ドイツ	渡航前のビザ申請は不要。 ただし、3カ月を超えて滞在する場合は、渡航後に以下の手続きが必要。 入国後1週間（都市によっては2週間）以内に居住地を管轄する住民登録局（Einwohnermeldeamt）で住民登録（Anmeldung）を行い、その後居住地を管轄する外国人局（Ausländerbehörde）で滞在許可証（ビザ）を取得する。 ≪参考ウェブサイト≫ ドイツ連邦共和国大使館・総領事館 https://www.japan.diplo.de/ja-ja/	・旅券（パスポート） ・証明写真（規定のもの） ・入学許可書 ・滞在費を支弁できる経済的能力の証明（日本で閉鎖口座（ブロック口座）を開設し、その証明書をビザ申請時に提出する、または奨学金受給証明書を提出する等。） ・ドイツ国内で有効な医療保険の加入証明書 ・住民登録証明書（入国後に住民登録局に届け出たもの）

5. 危機管理

～自分の身は自分で守る～

近年、地震等の自然災害、COVID-19 等の感染症、テロや内乱、銃撃事件等による治安の悪化や交通事故など、海外で不測の事態に巻き込まれる危険が増大しています。また、各国において出入国や行動制限措置が取られ、日本への帰国にも支障を来す事案が発生しています。

万一、留学中にこのような事態にみまわれた場合、身の安全を守ることができるのか大変危惧される国際情勢です。

留学を考えている学生は、このような国際情勢であることを再認識し、連帯保証人とよく相談して留学を決定してください。また、留学にあたっては、「自分の身は自分で守る」という意識をもって、不測の事態に巻き込まれた場合の対応策を確認し、状況に応じた安全対策がとれるように心がけてください。

なお、本学では「海外における事故等の防止及び緊急対策規程」を定めており、外務省等から提供される情報等に基づき渡航の中止等の判断を行うことがあります。

1. 留学先国・地域の渡航情報を確認しましょう。

(1)～(5)等から留学先国・地域の最新情報を収集し、十分な安全対策を心がけてください。情報は随時更新されますので、こまめにチェックしましょう。

(1) 外務省海外安全ホームページ▶<https://www.anzen.mofa.go.jp>

(2) 外務省渡航登録サービス▶<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

(3) 渡航先最寄りの日本国大使館・領事館ホームページ

▶<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

渡航先最寄りの日本国大使館・領事館作成の「在留邦人向け安全の手引き」

(4) 厚生労働省検疫所(FORTH)ホームページ▶<https://www.forth.go.jp/index.html>

(5) 報道

(1) 外務省海外安全ホームページ

留学先の治安の悪化、自然災害、テロ・暴動、パンデミック（感染症の世界的大流行）などの緊急事態の発生時には、外務省の海外安全情報を参考にします。

①危険情報と感染症危険情報

「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、その国の治安情勢等の目安をお知らせするものです。

「感染症危険情報」は、COVID-19 等の危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報です。

危険情報・感染症危険情報レベル	安全対策
レベル1: 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 留学を考えている学生は留学先の変更などを考えてください。
レベル2: 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 留学が決まっている場合でも中止や出発延期を考えてください。
レベル3: 「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります)。 留学が決まっている場合でも中止や出発延期を考えてください。
レベル4: 「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 留学が決まっている場合でも出発はできません。留学の中止を検討してください。また留学中の学生はいつでも帰国できるよう準備し、すみやかに帰国してください。

②スポット情報

限定された期間・場所・事項について速報的に出される情報を提供

③安全対策基礎データ

防犯・トラブル回避の観点から役立つ基礎的情報。現地での犯罪発生状況、防犯対策、査証・出入国検査、風俗・習慣、健康など滞在に必要な留意事項を提供

④広域情報

国際テロの動向をはじめ複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意が必要な情報を提供

⑤海外安全劇場

海外でのトラブル事例や対策を動画で提供

<https://www.anzen.mofa.go.jp/video/index.html>

(2) 外務省渡航登録サービス（「在留届」の提出・「たびレジ」の登録）

日本の法律により、外国に住所または居所を定めて3カ月以上滞在をする日本人は、住所または居所を管轄する在外公館（日本大使館または総領事館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。

留学先に着いたら直ちに在外公館に「在留届」を提出してください。また、「在留届」提出後、転居などで記載事項に変更があったときや帰国するときは、必ず提出した在外公館に連絡してください。「在留届」を提出されないと、在外公館はあなたがその国に住んでいることを知り得ません。そのため、大災害のときや事件、事故のとき安否確認や留守宅などへの連絡を行うことができません。なお、「在留届」はインターネット上での提出も可能です。

3カ月未満の留学の場合は、出発前に外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。「たびレジ」に旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急連絡などを受け取ることができます。

(3) 渡航先最寄りの日本国大使館・領事館ホームページ

在外公館（日本大使館または総領事館）は、事件や災害の際に邦人の保護を第一の任務としています。在外公館の連絡先を必ず確認しておき、留学中に何かあればすぐに在外公館へ連絡

できるように携帯しておいてください。

最新の現地治安情勢も掲載されますので、確認してください。

国・地域ごとの在外公館は、外務省のホームページで確認することができます。

※日本国籍以外の学生は、母国の大使館等の場所や連絡先等を必ず確認し、留学中に何かあればすぐに在外公館へ連絡できるように、携帯しておいてください。

(4) 厚生労働省検疫所 (FORTH) ホームページ

厚生労働省検疫所のホームページでは、海外で健康に過ごすために国・地域別で流行している感染症などの情報を案内しています。

(5) 報道

新聞やテレビの情報からも留学先国・地域の最新情報を入手し、十分な安全対策を心がけてください。

2. 外国人登録をしましょう。

国によっては長期滞在する場合、外国人登録を義務付けているところもあります。登録をしなければ、日本へ強制送還される可能性もあります。事前にきちんと外国人登録の要・不要を確認しておき、必ず期日までに諸手続を済ませましょう。そのために、到着したら早いうちに受入れ先の学校に手続について確認しておきましょう。

3. 留学中・海外滞在中に注意しましょう。

● 昼間の航空便を選択しましょう。

現地到着／出発時間が早朝や夜になると、事故や盗難などのトラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。トラブルに巻き込まれないよう、できるだけ昼間の明るい時間帯に到着／出発する航空便を選びましょう。

● 海外での車の運転は禁止しています。

海外での車の運転は、留学制度での留学や学術交流協定校への留学の場合は禁止しています。交通ルールの違いもあり、想像以上に大変なものです。バス・電車・地下鉄・タクシーなど、公共交通機関を利用してください。事故を起こしても大学は一切責任を負いません。

● 連帯保証人や大学と常に連絡が取れるように、自分の居所をこまめに連絡しましょう。

滞在先の寮やホームステイ先はもちろんのこと、休暇中の小旅行や留学終了後の旅行などの連絡先も家族や大学に知らせてください。緊急時の安否確認が早くできます。

大谷大学緊急連絡先

- ・教育研究支援課：+81-75-411-8161（平日9：00～17：00）
- ・守衛所：+81-75-411-8136（24時間対応）
- ・GLOBAL SQUARE Email：g-square@sec.otani.ac.jp

● 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えましょう。

日中は安全と思われる場所でも、時間によっては危険な場合があります。犯罪が多発している場所を確認し、近づかないことが大切です。夜間の外出、特に一人や少数での外出は極力控えるようにしましょう。

●テロの標的になりやすいところにはできる限り近寄らないようにしましょう。

多数の人が集まる場所では周囲の状況に十分注意をしてください。たとえば、軍事関係・警察・政府関連施設だけでなく、宗教施設・公共交通機関・観光施設やレストラン・ホテルのロビー・空港のカウンター・ショッピングモール・公共施設など象徴となる施設や不特定多数が集まる場所にも注意が必要です。不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れるなど安全確保に努めてください。

また、建国記念日など記念日や祝日なども注意して行動しましょう。

●必要な場合は警戒・退避など適切な安全対策を講じましょう。

深刻な事態になれば留学を中止し、帰国する決断も必要です。連帯保証人や大学と連絡がとれない状況も考えられます。いつ帰国すべきか、帰国に伴う危険はないかなど最新情報を集めてください。戦争や内乱等の緊急事態では日本政府のチャーター便等が運航されることもあります。在外公館で正確な情報を得てください。

●薬物・エイズなどの感染症に注意しましょう。

薬物（麻薬・大麻など）は海外では簡単に手に入るルートがあり、パーティーなどで気軽に誘われることもあります。しかし、日本では、大麻や覚せい剤・危険ドラッグ等の薬物の所持は、法律で厳しく禁じられています。また、使用することにより皆さんの精神も身体も蝕まれてしまいます。はじめは興味本位のつもりでも、次第に自分では想像もしなかった深刻な事態や大きな犯罪に巻き込まれる要因となります。国によっては、所持しているだけで死刑になる国もあります。

薬物に関わる誘いには断固とした態度で臨み、たとえ親しい友人に誘われても強い意志を持って断ってください。特定の薬物使用を合法としている国・地域もありますが、本学学生として当然、所持・使用・譲渡（購入含む）・海外からの持ち込みを禁じます。

また、エイズなどの感染症も海外では患者の数も多く、感染の確率も高くなります。十分気を付けてください。それだけでなく、感染症の流行を防ぐために、国や地域により対象が取られる場合があります。指示に従わないと罰則が科されるケースもあります。

●平常時から安全確保を心がけましょう。

- (1) 外出時だけでなく学校内、自宅でも警戒を怠らない。危険を感じたらすぐに回避したり、他人に助けを求める。
- (2) 周囲の人々の習慣や行動をよく観察し、現地の人々と同じような行動を心がけ目立たないようにする。現地の人々の注意に耳を傾ける。
- (3) 自分自身を客観的に見る目を持つこと。狙われやすい派手な服装や高価なものを身につけるなど、スキのある行動をしない。
- (4) みだりに知らない人の誘いに乗らない。自分の名前・住所・電話番号・所持金などについて話さない。自分の貴重品はきちんと管理する。
- (5) 通学時、家を出る時刻、使用経路・交通機関、帰宅時刻、買い物や飲食をする店等のパターンは固定せず、毎日変える。
- (6) 外出時、不審な人物や物を発見した際には、直ちにその場を離れ、必要な場合は予定を変更する。
- (7) 旅行等に際して、利用する航空会社を慎重に選ぶ。

6. 語学学習支援室 (GLOBAL SQUARE)

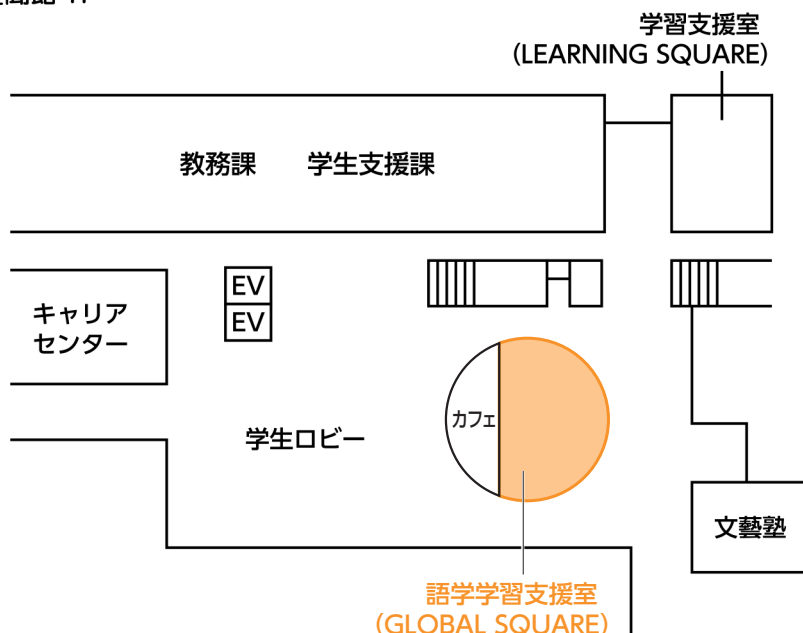
GLOBAL SQUARE では留学や語学学習、外国人留学生との交流に興味のある学生のサポートを行っています。

年間を通して、留学に関する個別相談や説明会、外国人留学生との交流イベントなどを開催していますので、気軽に利用してください。

本学在学中に海外への留学を目指している方や興味のある方、これから留学について考えたい方は、できるだけ早い時期からGLOBAL SQUARE を利用しましょう。

GLOBAL SQUARE の場所

慶間館 1F



★開室時間：月～金曜日 10：00 ～ 17：30

※長期休暇中や入試等の期間は開室時間を変更したり、閉室とする場合があります。

別途、GLOBAL SQUARE ホームページや掲示でお知らせします。

【ホームページ】 <https://www.otani.ac.jp/kouryu/>

【E-mail】 g-square@sec.otani.ac.jp

GLOBAL SQUARE で できること

学術交流協定校からの留学生に
会えるチャンスです!!
留学を考えている方は是非参加
しましょう!!

外国人留学生との交流

- 語学学習支援室アシスタント企画
「茶道体験」、「Winter Global Party」
など
- その他交流イベント
などを行っています。

語学学習サポート

ネイティブとの会話など外国語学習の機会を設けています。外国語
学習に興味がある方、語学力を向上させたい方は積極的に参加しま
しょう。参加申込やスケジュールなどの詳細はGLOBAL SQUARE
へ問い合わせてください。

- 語学テキストの利用・貸出
- 海外映画やドラマの視聴
- 英語学習 e-learning

※GLOBAL SQUARE
室内には、語学学習
関係の各種参考書な
ど豊富に取り揃えて
いるので活用してく
ださい。

語学検定試験料補
助制度を利用しま
しょう!!
手続には、検定料
の領収書コピーが
必要です。

外国人留学生サポート

- 新外国人留学生歓迎会
- 外国人留学生向け日本語勉強会
- アシスタントによるサポート
などを行っています。

留学サポート

留学に関する個別の留学相談を受け付けています（予約
制）。また、年2回の留学説明会を実施しています。この
説明会では、大学の留学制度を中心に留学の全般について
説明します。

具体的に留学を考えている方、これから考えようという方
など、留学に少しでも興味のある方は是非参加しましょう。

- 留学相談 ※要予約
- 留学説明会（前期・後期 各1回）
- 留学出発前オリエンテーション
- 危機管理団体JCSOSによるオリエンテーション
- 留学情報誌の閲覧

語学学習支援室アシスタント

- 留学生のサポート
- イベントなどの企画運営
- オープンキャンパスでの
GLOBAL SQUAREの紹介
などを行っています。

※語学学習支援室アシス
タントに興味のある方は、
GLOBAL SQUAREへ
問い合わせてください。

留学生アシスタント

GLOBAL SQUAREには、学内外の留学生が「留学生アシ
スタント」として、決まった曜日・時限に在室しています。
留学生と外国語で会話をして自分の語学力を試したり、留
学する国の習慣や文化について情報収集をすることができ
ます。

留学生アシスタントは、とてもフレンドリーで日本語も流
暢に話します。話しに来てみませんか？

留学生アシスタントが在室している曜日・時限などの詳細
は、GLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

- GLOBAL SQUAREに在室
- 新留学生のサポート

7. 付録／提出書類チェックシート

：OTANI UNIPA の「留学の手引」に様式のある書類です。各自で印刷して使用してください。

* 書類作成時には、ボールペン等（鉛筆は不可）で正確に記入すること。

チェック欄	提出書式	備 考		提出先
●留学出願書類				
	留学願（様式1）			教育研究 支援課 （響流館1階）
	誓約書（様式2）	熟読したうえで押印後提出		
	連帯保証人同意書（様式3）	大学に登録している連帯保証人が記入。押印を忘れないように。		
	留学助成金申請書（様式5）	協定留学（交換留学）の場合を除いて、申請者のみ提出 通帳コピー貼付（本人口座に限る）のこと。		
	履修単位通知書 （UNIPA「成績照会」画面）	GPAの確認のため、窓口で提示		
	健康アンケート			
	麻疹アンケート	様式に証明書のコピーを貼付		
	交換留学学内願書	交換留学の場合提出		
	受入れ機関の入学又は受講の許可証	留学先大学などが発行 ※一般留学のみ		
	留学先大学の案内	※一般留学のみ 大学および語学プログラムの概要 （場所・プログラムの内容・期間・費用・宿泊など）		
●留学開始までに提出するもの				
	パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページ	出発日の2週間前まで に必ず提出すること	教育研究 支援課
	査証（ビザ）のコピー			
	航空券（Eチケット控え）のコピー			
	出発前アンケート（様式6）	※一般留学のみ		
	滞在先連絡票（様式7）			
	留学期間中の「演習」の単位認定 に係る取組計画状況			
●留学中に提出するもの				
	在留届	留学先に到着後、速やかに所轄の日本大使館・総領事館へ届けること。インター ネット上で提出が可能です。提出後に教育研究支援課へ連絡すること。		教育研究 支援課
	外国人登録等	留学先国によって異なるので、所轄の出入国管理局に問い合わせること。		
	航空券（Eチケット控え）のコピー	以下の場合、速やかに提出 ①一時帰国する場合 ②帰国日が決まった場合		
	滞在先連絡票（様式7）	以下の場合、速やかに提出 ①滞在先を変更する場合 ②留学中に長期間、滞在先を離れる場合		
	留学定例報告書	毎月月末に提出すること。		
	履修状況報告書（様式8）	留学期間が1年間の学生のみ留学期間6カ月経過時に提出		
●帰国後に提出するもの				
	帰国報告	日本に帰国した当日か翌日に電話かメールで帰国連絡をすること。 g-square@sec.otani.ac.jp（教育研究支援課：075-411-8161）		教育研究 支援課
	留学終了届（様式9 1/7ページ）	帰国後速やかに提出		
	留学終了届（様式9 2/7～7/7ページ）			
	留学先大学等発行の成績証明書・ 修了証明書	帰国後2週間以内に提出 修正作業も含めて、帰国後 1カ月以内に完成・提出		
	留学先大学発行の学年暦			
	時間割表（授業名、受講曜日、受講 時間帯が明記されているもの）	帰国するまでに留学先大学に発行を 依頼しておきましょう。		